

令和 5年 5月 1日

ご利用者様各位

令和 5年 5月 8日以降の施設におけるコロナ対策について

令和5年5月8日・月曜日より、新型コロナの感染症法上の位置付けが、2類から5類に移行します。

これにより、行政が行ってきた以下の対応が大きく見直しとなります。

1. 発症届の提出、及び患者の特定、濃厚接触者の特定の廃止
2. 陽性者登録窓口の廃止
3. 自宅待機期間、及び外出自粛要請の廃止
4. 日々の患者発生状況の把握と発表の廃止

以上、新型コロナウイルスに関する取扱いの見直しを受け、当施設で行ってきた対策も見直すこといたします。

1. 入り口での検温を取りやめます。
2. アクリル板等、隔離設備を取りやめます。
3. 観覧席の利用制限を取りやめます。
4. プールレッスンにおけるコーチのクリアマスク着用は、本人の任意とさせて頂きます。
5. フロント受付・バスドライバーのマスク着用は、本人の任意とさせて頂きます。

なお、以下の措置は引き続き継続とします。

1. ご利用者様各位のマスクの着用は、個人の判断によるものといたします。
2. 手指のアルコール消毒液の設置は継続します。

ご利用者様におかれましては、政府の方針に基づくものであるご理解とご協力を
お願いするとともに、今後もご自身の体調管理にご留意され、引き続き当施設をご愛顧
頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

以上
株式会社スポーツプラザ報徳
代表取締役 社長 安藤 剛